

|    |                      |                              |
|----|----------------------|------------------------------|
| 件名 | 亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例 | 健康福祉部<br>子ども総合センター<br>子ども家庭室 |
|----|----------------------|------------------------------|

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が制定され、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

(1) 待機児童館の設置根拠を、児童福祉法第24条第1項ただし書きから同法第24条第7項に改めます。 <第1条関係>

(2) 子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正により改められた規定中の表現について、次のとおり法律に合わせた表現に改めます。

<第1条、第3条、第4条及び第10条関係>

ア 「保育所への入所」及び「保育所に入所」を「保育所等の利用」に改めます。

イ 「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めます。

ウ 「保育費用」を「利用者負担額」に改めます。

(3) 待機児童館に入所することができる児童を、「亀山市保育の実施に関する条例（平成17年亀山市条例第86号）第2条に規定する保育の実施基準に該当する児童」から、「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由に該当する児童」に改めます。 <第4条関係>

(4) 子ども・子育て支援新制度において、標準的な保育の利用については、1日8時間の就労に通勤時間を加えた11時間の保障が必要とされたことから、待機児童館における1日の保育時間を「8時間」から「11時間」に改めます。 <第6条関係>

(5) 待機児童館における保育料については、認可保育所の保育料と同額としていることから、新たに制定する「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収

に関する条例」で定める利用者負担額と同額とします。

<第10条関係>

### 3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 12 号

### 亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例

亀山市待機児童館条例（平成 23 年亀山市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 1 項ただし書」を「第 24 条第 7 項」に、「保育所への入所」を「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園を除く。）及び同条第 5 項に規定する地域型保育の利用（以下「保育所等の利用」という。）」に改める。

第 3 条第 1 号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「保護者のいずれもが亀山市保育の実施に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 86 号）第 2 条に規定する保育の実施基準」を「子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由」に改め、同項第 2 号中「保育所に入所」を「保育所等の利用」に、「保育所への入所」を「保育所等の利用」に改める。

第 6 条中「8 時間」を「11 時間」に改める。

第 10 条第 1 項中「児童福祉法第 56 条第 3 項」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成 27 年亀山市条例第 1 号）」に、「保育費用」を「利用者負担額」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 20 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成 17 年亀山市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 21 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 21 条の規定は、なおその効力を有する。